

補助金の交付状況に係る調査【令和元年度交付分】

補助金の名称	犬山祭山車保存修理補助金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課	
			問い合わせ先	0568-44-0354	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	一般社団法人犬山祭保存会		代表者名	代表理事 石田芳弘	
関係規定	法令	文化財保護法第3条	条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市文化財保存事業費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和42年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	国の補助事業として採択された事業に対して交付する補助であるため				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	「犬山祭」は、その民俗的価値の高さにより、国の重要無形民俗文化財に指定されている。また、平成28年度にはユネスコ無形民俗文化財にも登録され、今や日本のみならず世界の文化財として認識された。犬山祭で使用される車山は適切な保存修理が不可欠であり、保存修理費の一部を市が負担することにより、犬山の歴史文化を伝えるこの祭を、責任をもって後世へと継承することができる。				
補助金の額 ()は一般財源の額	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算	
	3,466,000 円 (3,466,000 円)	3,832,000 円 (3,832,000 円)	3,406,000 円 (3,406,000 円)	2,973,000 円 (2,973,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容	内田町練り物における子供競子の衣装及び用具の復元新調等				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		不明		
	うち補助事業全体の経費		10,220,000 円		
	うち補助対象経費		10,220,000 円		
	補助対象経費の内訳		報償費(修理委員会委員2名)	30,000 円	
			旅費	83,900 円	
			請負費(練り物用具復元新調費)	10,019,845 円	
			監理料(監修委員1名)	50,000 円	
			役務費	4,422 円	
事務経費			31,833 円		
補助率、補助額		国が補助対象経費と認めた経費の1/3以内(千円未満切捨て)			
補助限度額		予算の認められる範囲において1事業につき1,000万円			
補助額の算出方法	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	国の重要無形民俗文化財である犬山祭は、犬山城下町で連続と受け継がれてきた歴史と、県の有形民俗文化財指定である犬山祭の車山、犬山祭の原型を留める練り物が揃って初めて成立するものである。文化財的価値を損なわない修理を実施することで、世界に誇るべき地域の歴史文化(春の祭礼)が例年滞りなく実施できており、結果的に地域の活性化に繋がっている。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		不明		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和元年度の実績に基づき作成しています。